

お知らせ 役場跡地 駐車場の有料化 太子様(武町) 駐車場の廃止

役場跡地駐車場および太子様（武町）駐車場は、これまで無料のお買い物駐車場として開放していましたが、目的外の利用が多く見られることや管理上の問題等から、「寄居町新生チャレンジプラン2006」の実施計画に基づき、役場跡地駐車場は「寄居駅南口有料駐車場」として整備、太子様（武町）駐車場は2月中旬をもって廃止することになりました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

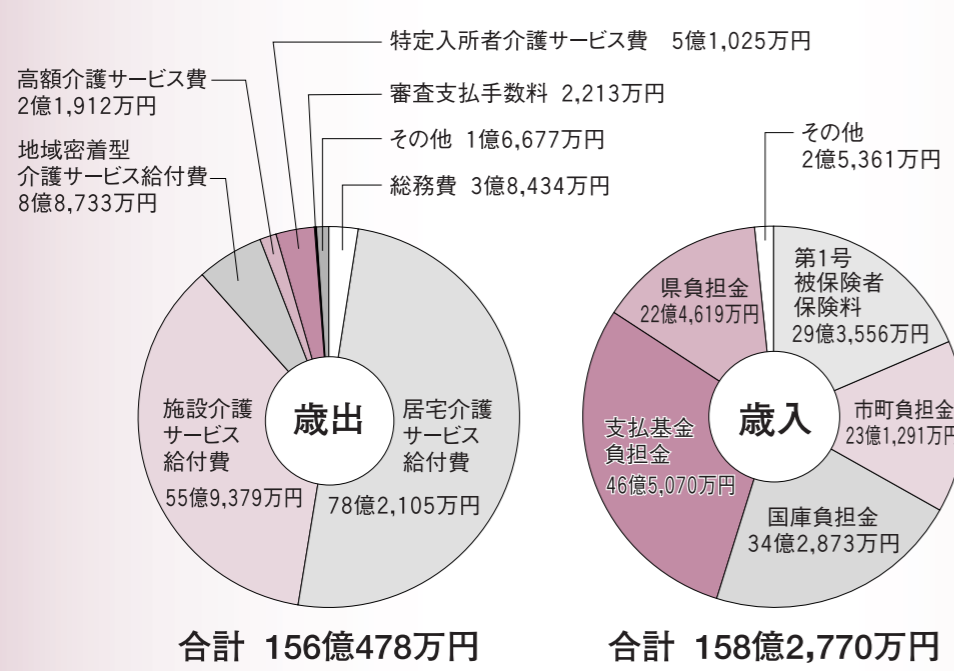
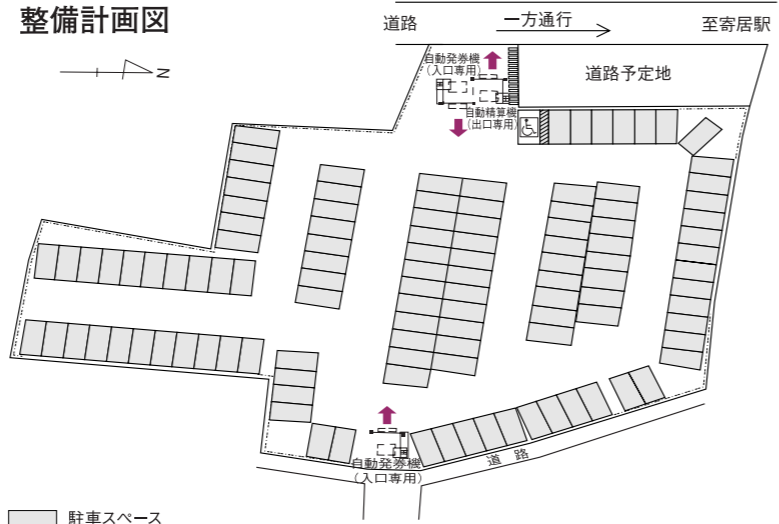
寄居駅南口有料駐車場

土地の有効活用を図り、効率的な管理運営およびさまざまなトラブルへの対応等を考慮し、民間業者へ土地を貸し付け、駐車場管理機器による無人の有料駐車場として整備します。有料駐車場整備の前提として、現在進めている「寄居駅南地区沿道区画整理型街路事業」の実施段階には、有料駐車場を廃止し、区画整理用地として利用します。なお、有料駐車場は、2月初旬の開設をめどに現在、工事を行っています。

【有料駐車場の概要】

- 駐車台数 約110台
- 利用料金 最初の2時間は無料、以後1時間経過ごとに100円 ※1日の上限は500円
- 利用時間 24時間

問い合わせ/財務課（☎581・2121内線324）または産業振興課（☎581・2121内線405）へ。



問い合わせ/大里広域市町村圏組合介護保険課（☎501・1330）へ。

報告します！
大里広域市町村圏組合 介護保険特別会計決算
 平成18年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算が確定しましたので、主な内容についてお知らせします。歳入総額は158億2,770万円で、対前年度比9.2%増、歳出総額は156億4,780万円で、対前年度比7.9%増となりました。なお、平成18年度の歳入歳出差引残額は2億2,292万円です。

分煙器を売却します！

分煙器とは、たばこの煙が拡散する前に吸引するための装置です。多数の人が利用する施設の管理者は、「健康増進法」（平成15年施行）により、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。また、厚生労働省が平成15年に公表した『職場における喫煙対策のためのガイドライン』では、職場における喫煙対策に積極的に取り組むことが望ましいとされています。

庁舎および町の公共施設の全面禁煙化に伴い、不要になった分煙器を売却します。なお、今回売却する分煙器は3種類計22台で、いずれも使用年数は3年9カ月です（平成19年1月より使用していません）。

カウンタータイプ [6~8人用]

- ・キャスター、灰皿4個他付属品を含む
- ・ミドリ安全(株)製 MKS-CO30AJC
- ・寸法 1850W×1100D×1140H(mm)
- ・売払価格 28,000円/台
- ・売払台数 15台



小型カウンタータイプ [4~5人用]

- ・キャスター、灰皿2個他付属品を含む
- ・ミドリ安全(株)製 MKS-GCO15DZ
- ・寸法 1400W×600D×1000H(mm)
- ・売払価格 13,000円/台
- ・売払台数 5台



応接用テーブルタイプ

- ・付属品を含む
- ・ミドリ安全(株)製 MKO-15J
- ・寸法 1600W×750D×500H(mm)
- ・売払価格 19,500円/台
- ・売払台数 2台



希望者は、財務課（役場3階）で1月4日（金）より配付する「売払説明書」により、「買受申請書」を提出してください（「売払説明書」は財務課窓口にて用意してあるほか、町公式ホームページからもダウンロードすることができます）。なお、希望者が売払台数を上回った場合は、抽選により決定します。受付期間/1月4日（金）～1月18日（金）※土・日曜日、祝日を除く。受付時間/午前8時30分～午後5時30分※正午～午後1時を除く。受付場所/買受申請書に必要な事項をご記入のうえ、財務課（役場3階）へ持参してください。その他/分煙器は現状による引き渡しとなります。運搬にかかる費用は、買受者の負担となります。

問い合わせ/財務課（☎581・2121内線322）へ。

70~74歳の国民健康保険加入者の皆さんへ

このたび、「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について次のとおりまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。なお、今後、正式に決定されれば、改めてお知らせします。

70~74歳の窓口負担について

昨年の制度改正では70~74歳の窓口負担については、平成20年4月から「2割負担」に見直される予定でしたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、「1割」に据え置かれます。正式に決定されましたら、平成20年3月に新しい高齢受給者証を送付します。 ※既に3割負担をいただいている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。（平成19年11月9日付け厚生労働省保険局保険課長通知の一部を抜粋）

問い合わせ/町民課（☎581・2121内線106・107）へ。